

第 29 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 11 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員

4. 議事日程
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第 5 号 | 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について |
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
次長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 29 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 3 番 岩本委員、4 番 友岡委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
次長	<p>はいありがとうございました。本日は局長が進行するところではありますが、本日は臨時議会出席の為局長が不在でございます。代わりに私が進行をしていきたいと思っております。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>

議長	<p>只今から第 29 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 3 番の岩本委員、4 番の友岡委員を指名します。</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたいと思いますが番号 1 は岩本委員の案件ですので先に審議し退席を求めます。</p> <p>(3 番退席)</p>
4 番	<p>議案第 1 号 1 番につきまして 4 番の友岡が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人は高齢に伴い農業は出来ず、以前から申請地は譲受人が耕作をしていました。今回正式に登録をするために、所有権移転贈与の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号番号 1 農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙</p>

	<p>手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号番号1は原案どおり可決致します。</p> <p>(3番着席)</p>
議長	<p>引続き残りの番号2から地元委員の説明をお願いしたいと思います</p>
10番	<p>議案第1号2番につきまして10番の興呂木が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人の農地は譲受人と、隣接しており遊休農地となっていました。迷惑をかけたくないという事で所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
13番	<p>議案第1号3番につきまして13番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で農業は出来ないと譲受人と所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
9番	<p>議案第1号4番につきまして9番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係であります。今回、所有権移転の贈与ということで上がっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
18番	<p>議案第1号5番につきまして18番の野田が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人は高齢の為農業が出来ないと、作り手を探されておりました。今回譲受人と所有権移転贈与の話が出来ました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
16番	<p>議案第1号6番につきまして16番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係であります。今回、所有権移転の贈与ということで上がっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は保育園の始末書添付となっております。 番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は植林の始末書添付となっております。 番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は公衆用道路の始末書添付の遺産分割協議書添付となっております。 番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は資材置場の始末書添付となっております。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
12番	議案第2号番号1番について12番浅尾が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。この案件は前々回でも審議された関係案件で今回も上程した次第です。昭和62年に保育所建設がなされ始末書添付ということで今回も上がっております。ご審議よろしくお願い致します。
11番	議案第2号番号2番について11番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は40年前から植林をしております今回始末書添付ということで、申請が上がっております。ご審議よろしくお願い致します。
18番	議案第2号番号3番について18番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。この案件は遺産分割協議書添付となり後で審議されます5条での住居を建てられる計画に準じ、進入路を確保する為の申請となります。ご審議よろしくお願いたします。
17番	議案第2号番号4番について17番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請人は建設業を営み申請地は既に資材置場となっております。今回始末書添付での申請となります。ご審議よろしくお願いたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は太陽光発電施設、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。 番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は納骨堂で、契約の種類は転用所有権移転無償となっております。 番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は使用貸借権利設定移転の遺産分割協議書添付となっております。 以上ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
3番	議案第3号番号1番について3番岩本が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。 場所は旧スタンレーの東側の場所で、3年前に申請地の北側にも太陽光発電が設置してあります。転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われま す。ご審議よろしくお願い致します。
15番	議案第3号番号2番について15番犬塚が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は熊本地震の後に檀家さんからの要望もあり納骨堂の計画が上がりました。排水同意もあり、転用所有権移転無償ということで、何ら問題は無いと思われま す。ご審議よろしくお願い致します。
18番	議案第3号番号3番について18番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子関係でこの度息子さんが帰ってこられ住宅を建てる計画が上がりま した。遺産分割協議書添付の使用貸借権利設定移転ということで、何ら問題ないと思われま す。ご審議よろしくお願い致します。

<p>議長</p>	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借 権設定の5年です。</p> <p>番号2番から番号7番は 再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号8から番号32まではすべて立野地区の基盤整備事業に関する農地中間管理 事業で、譲渡人から熊本県農業公社を経由し譲渡人ご本人へ、自分から自分へ使 用貸借するという形態をとった、同じ案件ですので代表のみ朗読させていただきます。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農 地中間管理機構 集積一括方式の10年です。外番号32まで計25件 計84筆の 138,112㎡ となっております。</p> <p>番号33:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 特 例売買配分となっております。</p> <p>以上、新規案件 27件 再設定案件 6件 ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしま す。</p> <p>16番</p> <p>議案第4号1番につきまして、16番長野が説明致します。申請人、譲渡人、譲 受人、記載のとおりでございます。譲渡人は県外にお住まいで耕作が出来ませんの で譲受人との間に小作契約の話がまとまりました。賃借権設定5年ということで、 何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>番号 8 から番号 33 まで事務局が説明致します。</p> <p>番号 8 番から番号 32 番までは、先程朗読しましたとおり立野地区の基盤整備事業に関連した農地中間管理事業で同様の案件となります。行政区等集落で担い手農家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行い補助金要綱に該当した場合、地域へ国庫補助による機構集積協力金が交付されます。今回立野地区の基盤整備事業を行う上で事業費の個人負担の軽減を図ることを目的として農地中間管理事業による集積を行います。この補助事業は賃借権設定に加え、譲渡人本人から熊本県農業公社を經由し自分自身へ使用貸借し補助対象の面積にカウントが出来る事業でもあり、今回は立野地区基盤整備事業の約半分にあたる、この形態の自分から自分へ使用貸借する 25 件を上程いたします。今後は来月以降に、残りの分を担い手農家等へ貸し付ける賃借権設定等、総会に議案上程を予定しております。</p> <p>番号 33 番は、熊本県農業公社をとおした特例売買案件であり今年 9 月の農業委員会総会で審議決議された案件です。所有者から農業公社への所有権移転登記完了の為、今回農業公社から買い手である認定農業者への売り渡しの審議になります。</p> <p>何ら問題は無いとおもわれますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p>
10 番	<p>いいですか？中間管理事業の自分から自分への利用権ですが、高齢の方が多く見受けられますが 10 年間作付け出来ないときは補助金返還とかになるのですか？</p>
事務局	<p>ならないと思います。今回この中間事業は従前地で行われ、5 年の工事期間を終え再配分をします。亡くなられてもこの考え方と同じで再配分で対応できると思います。</p>
7 番	<p>この補助金は要項で基準が定められて、補助で基盤整備の個人負担をまかなうという事ですね？</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>ほかにはありませんか？</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>

	<p>続きまして議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>事務局 はい朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。</p> <p>現況確認日は令和4年10月17日です。</p> <p>番号2: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。</p> <p>現況確認日は令和4年10月21日です。</p> <p>番号3: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。</p> <p>現況確認日は令和4年10月18日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろの方のページに議案第5号関連の所在地地図を付けております。現地の現況写真も議案書のとおりであります。</p> <p>番号1についてですが、場所は [REDACTED] の処にある農地です。申請箇所は周囲を山林に囲まれており、現在の土地の状況は、長年耕作をされた実態は無く、現在耕作放棄地で荒廃しており今後も農地としての機能回復は望めない事から、今回非農地判断ということで、上程しております。</p> <p>番号2についてですが、場所は [REDACTED] 農地になります。北側、東側を山林に接しており長年耕作をされた実態は無く、現在耕作放棄地で荒廃しており今後も農地としての機能回復は望めない事から、今回非農地判断ということで、上程しております。</p> <p>番号3についてですが、場所は [REDACTED] 農地です。申請箇所は東側、南側を山林に接しており、現在の土地の状況は、長年耕作をされた実態は無く、現在耕作放棄地で荒廃しており今後も農地としての機能回復は望めない事から、今回非農地判断ということで、上程しております。</p> <p>3件ともに、何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p>
4番	<p>いいですか？非農地の議案の件ですが、こうして議案に上がり本日の現場立会で初めて知りました。自分の担当地区でこういった事案を知らなかったでは、恥ずかしいし、非農地の判断の勉強も兼ねて、事務局だけの判断ではなく地元委員も現場</p>

	立会をしたがよいのでは？
事務局	非農地判断は今までは事務局判断で現場を検証し議案上程し審議されてきましたが 今後は委員の皆様とすべての案件を現場立会する方向がよいでしょうか？
1 番	いいですか？非農地判断は事務局判断で出来る業務なので、わざわざ全部を立ち会 う必要は無いと思います。事務局に一任しケースバイケースで判断が難しいグレー な案件のみを現場検証しては？
事務局	今話が上がりましたが、今後は非農地判断の現場検証は明らかな非農地申請は事務 局一任で、判断が難しい場所については委員の皆様と現場を確認していく方向でよ ろしいですか？
全委員	はい。
議長	他に有りませんか？
	(異議なし)
議長	何もなければ、それでは議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農 地化について異議のない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
	はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致し ます。
議長	以上で議案の審議は終了しますが、12 月の総会の日程を決めておきたいと思いま す。12 月 9 日金曜日 10 時から行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。 また、次回の農業委員会憲章の指揮は 5 番 山室委員、6 番 片山委員にお願いし たいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。 なければ事務局から何かございませんか。
事務局	今から短い時間ではありますが、環境対策課より爆音機設置関連の条例改正の説 明がございます。 よろしくお願いいたします。
水環境課	(水環境課より爆音機条例の説明)
議長	以上をもちまして第 29 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様で ございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でし た。

7. 閉会時刻 11時10分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年12月9日

農業委員会 会長

議事録署名委員

3番

議事録署名委員

4番
